



契約書

大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎警備業務（以下「業務」という。）に関し、発注者大阪高等裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社ライジングサンセキュリティーサービス（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称等）

第1条 業務の名称、内容、履行期間及び請負金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎警備業務
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 請負金額 金103,569,840円
(うち消費税及び地方消費税額金9,415,440円)

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（下請等の禁止）

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずに、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務の監督）

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立ち会い、指示、承諾又は協議

（損害の負担）

第6条 業務の施行に伴い生じた損害（資材等の瑕疵を原因として生じた損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合又は天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（業務終了の検査）

第7条 受注者は、業務が終了（一部の終了を含む。）した場合には、書面により、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に発注者の定めた検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、検査職員の再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を

受理した日から起算して10日以内とする。

(請負代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、別表支払内訳表記載のとおり、1箇月ごとに適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅滞の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で、前項の場合においては請負代金を日割りとした金額に対し、遅延日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に基づき算出される法定利率の割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数(以下「遅延期間」という。)を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(秘密の保持等)

第11条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この契約に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 受注者は、発注者から交付された業務の対象となる書類等の保管について十分な注意を払い、内容の漏洩防止、書類等の紛失又は滅失防止について万全の措置をとらなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、業務終了後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置(以下「履行の追完」という。)を請求することができる。

2 業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条第2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第7条第2項又は第3項の規定に基づく検査完了後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(発注者の契約解除権)

第13条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別紙仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 民法第542条第1項各号に該当する契約の条項違反その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第14条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項若しくは別紙仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、業務を施行することが不能となった場合

(3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第15条 第13条又は前条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として請負金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期

限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請負金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第17条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(暴力団排除に関する属性要件に基づく契約解除)

第18条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(暴力団排除に関する行為要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明確約)

第20条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(暴力団排除に関する再請負契約等に関する契約解除)

第21条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(暴力団排除に関する損害賠償)

第22条 発注者は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第15条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(暴力団排除に関する不当要求等に関する通報等)

第23条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当要求等」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第24条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第25条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合には、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和5年4月 3 日

発注者 大阪市北区西天満二丁目1番10号
大阪高等裁判所
支出負担行為担当官
大阪高等裁判所事務局長 松 永 栄



受注者 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号
株式会社ライジングサンセキュリティーサービス
代表取締役 八 木



(別表)

支払内訳表

請求名	業務期間	請求額	内訳額	
			本体価格	消費税等
※	令和5年4月1日から 同年4月30日まで	8,514,107円	7,740,094円	774,013円
	令和5年5月1日から 同年5月31日まで	8,596,448円	7,814,953円	781,495円
	令和5年6月1日から 同年6月30日まで	9,118,465円	8,289,514円	828,951円
	令和5年7月1日から 同年7月31日まで	8,596,448円	7,814,953円	781,495円
	令和5年8月1日から 同年8月31日まで	9,200,813円	8,364,376円	836,437円
	令和5年9月1日から 同年9月30日まで	8,514,100円	7,740,091円	774,009円
	令和5年10月1日から 同年10月31日まで	8,898,630円	8,089,664円	808,966円
	令和5年11月1日から 同年11月30日まで	8,514,100円	7,740,091円	774,009円
	令和5年12月1日から 同年12月31日まで	8,596,448円	7,814,953円	781,495円
	令和6年1月1日から 同年1月31日まで	8,294,265円	7,540,241円	754,024円
	令和6年2月1日から 同年2月29日まで	8,129,568円	7,390,517円	739,051円
	令和6年3月1日から 同年3月31日まで	8,596,448円	7,814,953円	781,495円
年間総額		103,569,840円	94,154,400円	9,415,440円

※大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎警備業務（令和 年 月分）

(別紙)

仕 様 書

(警備の対象)

第1条 所在地 大阪市北区西天満二丁目1番10号
対象物 大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎 (建物及び構内)

(警備請負期間)

第2条 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(警備等業者の要件)

第3条 警備業法第4条に定める都道府県公安委員会の認定を受けていること。

(警備の目的)

第4条 裁判所の庁舎等の管理に関する規程 (昭和43年6月10日最高裁判所規程第4号。以下「庁舎管理規程」という。)に基づき、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の施設における秩序の維持及び災害の防止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第5条 この仕様書において「警備員」とは、大阪高等裁判所を発注者として締結する警備業務請負契約に基づき、業務に携わる受注者の使用人をいう。

2 この仕様書において「警備責任者」とは、施設警備及び入庁検査において、警備員の業務を管理監督する警備員をいう。

3 この仕様書において「班長」とは、入庁検査において、配置する警備員の中で業務を統括する警備員をいう。

4 この仕様書において「休日」とは、裁判所の休日に関する法律に定める日をいう。
また、「平日」とは、休日を除く日をいう。

(受注者の業務内容)

第6条 受注者は、警備業法及び関係法令に則り、庁舎管理規程並びに発注者の定める別紙1「施設警備業務実施要領」及び別紙2「入庁検査業務実施要領」に従い、警備員に業務を行わせるものとする。

2 受注者は、別表1の「施設警備業務警備員配置表」(以下「別表1」という。)及び別表2の「入庁検査業務警備員配置表」(以下「別表2」という。)記載の配置部署及び警備時間に警備員を配置し、業務に関する指揮監督を行うものとする。

3 受注者は、警備員の配置については、業務に支障を生ずることのないよう組織を編成しなければならない。

4 本業務に従事する警備員は、身体強健かつ明朗快活な者で、業務内容や期待される役割を十分に理解しつつ、当該業務を的確かつ確実にを行うに足りる十分な知識及び技能を有する者でなければならない。

(警備責任者等の資格)

第7条 受注者は、業務を開始するに当たり、現場における警備員のうち、
[]
[]については、施設警備業務1級の検定資格を有する者、
[]については、施設警備業務1級又は2級の検定資格を有する者を警備

責任者として定め、書面により発注者が定める監督職員（以下「監督職員」という。）に通知しなければならない。

2 受注者は、警備責任者の代行者を、3名以上定め、監督職員に書面で通知する。

なお、代行者は警備責任者と同じ資格を有する者とする。

3 受注者は、警備責任者及び警備責任者の代行者（以下「警備責任者等」という。）を変更しようとするときは、事前に書面により監督職員に通知しなければならない。

4 受注者は、警備責任者等を常時配置しなければならない。

なお、警備責任者等の配置部署は、

はとし、その余の時間帯については、の配置と兼ねることができる。

（警備責任者等の業務内容）

第8条 警備責任者等は、次の各号に掲げる業務を実施する。

(1) 警備責任者等は、業務に従事する警備員の業務状況を管理し、業務の実施に当たり警備員を監督し、指導しなければならない。

(2) 警備責任者等は、必要に応じて、監督職員と連絡事項等の打合せを行うものとする。

(3) 警備責任者等は、業務開始時に警備員を集合させるなどし、各配置部署の指示及び確認を行うほか、当日の行事予定等の連絡事項について徹底を図らなければならない。

(4)

(5) 警備責任者等は、警備員配置予定表を作成し、配置の前日までに監督職員に提出しなければならない。ただし、休日の警備員配置予定表は、その直近の開庁日までに提出する。

(6) 警備責任者等は、発注者が定める「警備報告書」を作成し、翌朝、午前9時15分までに監督職員に提出しなければならない。ただし、翌朝が休日に当たるときは、直近の開庁日に提出する。

(7) 鍵（新館のカードキーを含む）の授受及び保管。

（警備員の資格）

第9条 受注者は、別表1の配置の警備員及び別表2の班長は、施設警備業務1級又は2級の検定資格を有する者を配置し、書面によりその氏名を監督職員に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の配置を変更しようとするときは、事前に書面により監督職員に通知しなければならない。

（施設警備業務検定資格証写しの提出）

第10条 受注者は、警備責任者等並びに前条の警備員及び班長について、施設警備業務検定資格証の写しを監督職員に提出するものとする。

（警備員名簿の提出）

第11条 受注者は、警備員の氏名、年齢、住所及び警備に関する資格及び経験年数を記載した名簿を監督職員に事前に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の名簿に警備員各自の経歴書（氏名、社歴、新任教育又は最近の業務別教育歴、その他参考となるべき事項を記載したもの。）及び顔写真を添付するものとする。

（警備員服務細則の提出）

第12条 受注者は、警備員服務細則を定め、事前に監督職員に提出するものとする。

（施設及び物品の提供等）

第13条 発注者は、受注者に対し、警備員の待機室を無償で貸与する。

2 発注者は、受注者に対し、机、椅子及びロッカー等の必要最小限の物品を無償で貸与する。その他の物品については、受注者は、発注者の承認を得た上で受注者が整備するものとするが、受注者において整備した物品は請負期間の末日の業務終了後に撤去しなければならない。

3 業務上必要な物品は、別紙2「入庁検査業務実施要領」第1条第3項で定める物品を除き受注者の負担とする。

4 受注者は、イヤホンマイク付き携帯無線機を、警備員相互の連絡に必要な台数のほか、発注者等との連絡に使用するために4台用意する。

5 業務上必要な電気及び水道（受注者設置の物品にかかるものを含む。）の使用は、無償とする。

6 受注者は、発注者が管理する電話について、業務上必要な庁舎内連絡のみに使用するものとする。

7 受注者は、発注者から貸与を受けた施設、物品及びその他発注者が管理する施設について、善良なる管理者としての注意をもって使用するものとする。また、正門守衛ボックス及び東守衛所は、受注者において物品を含めて清掃を行う。

（勤務態度）

第14条 警備員は、業務の遂行に当たっては、裁判の公平に対する国民の信頼及び裁判所の威信と品位とを保持するよう、厳正な態度を執ることのみならず、来庁者に対しては、業務の責任を自覚し、誤解を招くような言動は慎み、親切丁寧に対応すること。

2 警備員は、みだりに配置部署を離れてはならない。

（服装）

第15条 警備員は、業務遂行中は、警備業法第16条による届出をした制服、制帽及び白手袋を着用する。

なお、制服等の規格について、事前に監督職員へ提出する。

（身分証明書の携帯）

第16条 警備員は、業務遂行中は、受注者の発行する身分証明書を常時携帯するものとし、監督職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（交替及び引継ぎ）

第17条 警備員は、配置部署における交替に際し、前任者から後任者に対し、所要事項を引き継ぐとともに、引き継いだ事項について警備責任者等に報告する。

（拾得物等）

第18条 警備員は、拾得物の届出があったとき又は遺失物を発見したときは、警備責任者等を通じて執務時間中は管理課、それ以外の時間は管理当直員にこれを引き継ぐもの

とする。

(一般事項)

第19条 受注者は、故意又は過失により、発注者が管理する施設、物品及び電磁的記録等を破損した場合は、直ちに監督職員に連絡し、受注者の責任において速やかに原状回復を図るものとする。

2 本業務中、受注者の責に帰すべき事由により、第三者に与えた損害に対し、受注者はその損害賠償の責任を負う。

3 業務にあたり、第三者から苦情があった場合、受注者の業務に対する事項については警備責任者等が対応し、その他の事項である場合には直ちに警備責任者等を通じて監督職員又は管理当直員に報告し、指示を仰ぐ。

4 受注者は、業務に関する機密保持に努め（本契約終了後も同様）、監督職員から受領した警備関係書類等で不用となったものについては、受注者が用意したシュレッダーを使用し、速やかに廃棄する。

5 警備責任者等は、監督職員から受領した資料等について、監督職員の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(その他の事項)

第20条 受注者は、警備員について、警備業法、労働基準法及び労働安全衛生法等の法律に規定された全ての義務を負うものとする。

2 受注者は、警備員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた者は、警備員として使用してはならない。

3 受注者は、警備計画書を作成し、警備員の勤務時間、休憩時間及び休暇等を管理監督するものとする。

なお、警備計画書については、事前に監督職員へ提出し、承認を得なければならない。

4 警備員に変更がある場合は、業務開始日までに、受注者が業務を習熟するための引継ぎ及び研修等を行うこととする。

5 受注者は、次年度の契約業者から求めがあれば、業務内容の引継ぎについて協力する。

6 警備責任者等及び警備員は、この実施要領に定める事項の他、火災及び大規模地震等の災害及び裁判所施設等への危害行為（予告等を含む）等、不測の事態が発生した場合には、庁舎管理者（代理者を含む。）及び管理当直員等の指示に従わなければならない。

7 この仕様書に定めのない業務実施上の事項については、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別紙 1)

施設警備業務実施要領

(警備員の業務内容)

第 1 条 警備員は、配置部署において、警備責任者等に報告の上、次の各号に掲げる業務を実施し、周辺の秩序維持に努める。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

2 前項の規定は安全面に考慮し、十分注意して行う。

(配置部署における業務内容)

第 2 条 [redacted] に配置される警備員は、別表 1 「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に [redacted] において、第 4 条第 1 項の業務に加え、次の各号の業務を行う。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

2 [redacted] に配置される警備員は、別表 1 「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に別図 1 「配置図」のとおり [redacted] し、次の各号の業務を行う。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

3 [redacted]に配置される警備員は、別表1「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に庁舎の建物内及び構内を[redacted]し、次の各号の業務を行う。

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]

4 [redacted]に配置される警備員は、別表1「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に別図1「配置図」のとおり[redacted]し、次の各号の業務を行う。

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]

(4) [redacted]

(5) [redacted]

(6) [redacted]

(7) [redacted]

(8) [redacted]

5 [redacted]に配置される警備員は、別表1「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に別図1「配置図」のとおり[redacted]し、次の各号の業務を行う。

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]

(4) [redacted]

(5) [redacted]

(6) [redacted]

(搬出入の制限)

第3条 [redacted]

(鍵の管理)

第4条 [redacted]

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]

(別紙 2)

入庁検査業務実施要領

(警備員の業務内容)

第1条 警備員は、発注者及び監督職員の指示並びに契約締結後に別途交付する「警備員対応要領」等に従い、別図2「入庁検査場所」の本館、別館及び新館の各正面玄関（詳細は、契約締結後に発注者が指定する。）において、次の各号に掲げる業務を実施し周辺の秩序維持に努める。

なお、受注者で対応できない問題が生じた場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示に従う。

(1) [Redacted]

(2) [Redacted]

(3) [Redacted]

(4) [Redacted]

(5) [Redacted]

(6) [Redacted]

2 その他本業務において必要な事項については、警備員対応要領のほか、発注者及び監督職員の指示に従うものとする。

3 検査の実施に必要な次の物品は、発注者の責任において準備する。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED] 金属探知機及び [REDACTED] 金属探知機
- (3) テーブル、いす、パーテーションポール、三角コーン及びコーンバー
- (4) 荷物用トレイ及びかご、手荷物預かり札、預かり荷物用保管庫

4 検査の実施にあたり、前項各号以外の物品が必要となった場合は、受注者は、発注者と別途協議すること。

(班長)

第2条 受注者は、班長を本館、別館及び新館にそれぞれ1名配置する。

(警備員)

第3条 警備員は、施設警備にかかる実務経験半年以上程度の者とする。

2 受注者は、本館、別館及び新館の各館に女性警備員を1名以上配置しなければならない。

[REDACTED]

([REDACTED] 担当者)

第4条 受注者は、本館、別館及び新館の各館の [REDACTED] 業務については、同業務に習熟した警備員を配置しなければならない。

(別表1)

施設警備業務警備員配置表

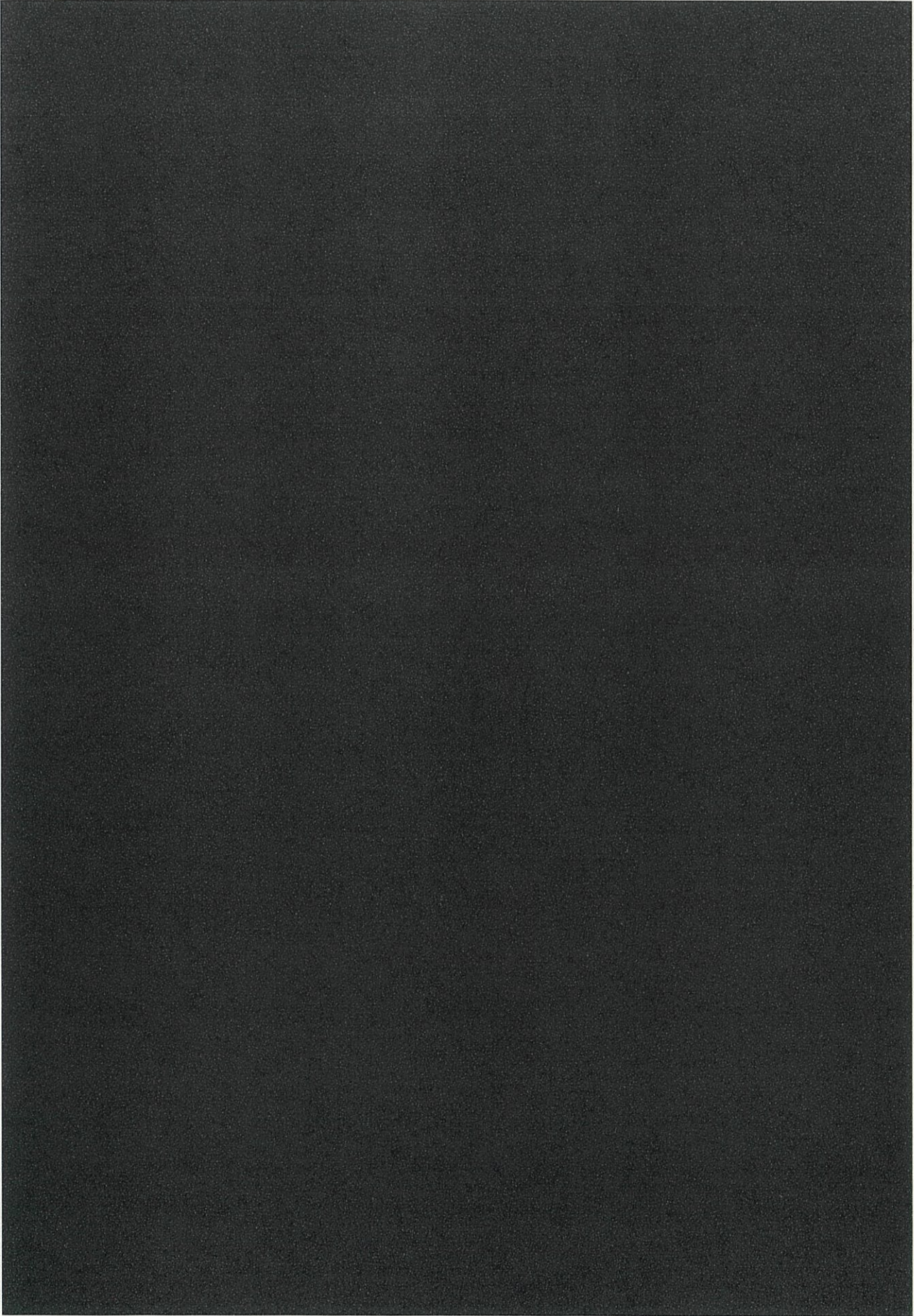
配置部署	曜日	配置人員	警備時間	門扉開閉時間等	
				開	閉
[Redacted]	平日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
				警備責任者(左記時間以外は [Redacted] の配置と兼ねることができる。)	
	休日(※1)			[Redacted]	[Redacted]
				警備責任者(左記時間以外は [Redacted] の配置と兼ねることができる。)	
	平日			[Redacted]	[Redacted]
	毎日			[Redacted]	[Redacted]
	平日 (平日)			[Redacted]	[Redacted]
	平日			[Redacted]	[Redacted]
	休日(※1)			[Redacted]	[Redacted]
	平日 (毎日)			[Redacted]	[Redacted]
平日	[Redacted]	[Redacted]			

(※1) 休日とは、裁判所の休日に関する法律に定める日をいう。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

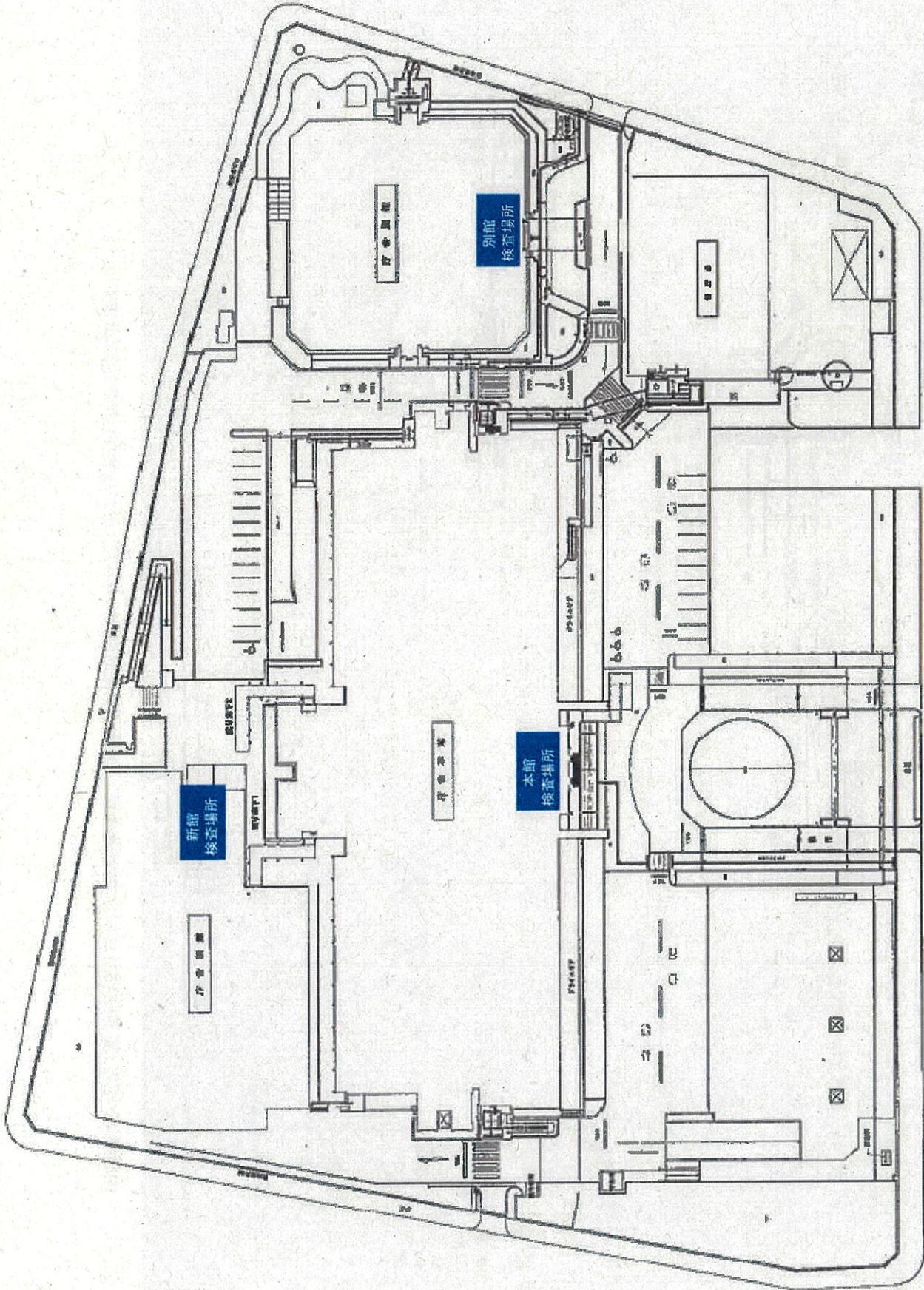


(別図1)



大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎警備業務 配置図(期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(別図2)



大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎警備業務 入庁検査場所(期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

